

2020 年度

峡東ワインリゾート連携促進支援事業

募集のお知らせ

◇補助の対象となる事業

峡東地域内の飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、ワイン事業者等が連携を図りながら主体的に取り組むを行うことにより、ワインを核とした周遊・滞在型観光の推進と地域の活性化を図ることを目的とした事業とします。

次の分野に該当する事業で、民間団体等2者以上により実施する事業を対象とします。

- ・ 観光客の受入環境の整備に関する事業
- ・ 峡東地域の情報発信の強化に関する事業
 - ※ リーフレット等の作成は、協議会でも行っているため、今年度より対象外とします。
 - ※ 自社のPRのためのコンテンツ制作とみなされるものは対象外です。
- ・ その他、富士の国やまなし峡東ワインリゾート構想の推進に資するものと峡東地域ワインリゾート推進協議会(以下、「協議会」という。)会長が認める事業

新型コロナウイルス感染症へ対応した、新たな取り組みへの応募も歓迎します。

例えば・・・

- ・ 県民をターゲットにした、地域資源愛着促進のための企画、実施
 - ・ インターネットを活用したオンラインによる周遊観光の企画、実施
 - ・ 新たな地域の目玉となる商品の開発、インターネット販売
 - ・ 地域在住外国人を活用した新たな地域ガイド(ボランティア)の育成 など
- 思い切った柔軟な発想で、新たな可能性の実現に活用してみませんか？

◇募集期間

2020年7月1日から2020年7月31日まで

◇応募資格

次の要件全てに該当する民間団体等とします。

- ・ 申請者が協議会構成員又はその会員であること。
- ・ 適正な会計処理が行われていること。
- ・ 宗教活動や政治活動を目的とするものではないこと。
- ・ 暴力団等ではないこと。

◇補助額、補助事業の実施期間等

- ・ 補助額は、補助の対象となる事業費の10分の7として、1事業30万円以内で予算の範囲内とする。
- ・ 採択件数は、予算の範囲内で助成するため、6件程度の予定
- ・ 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は補助の対象としない。
- ・ 補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から2021年3月25日までとする。